

■島根県飲食店等事業継続特別給付金給付業務

ID	分類	質問	回答
1	給付制度(全体)	・島根県飲食店等事業継続特別給付金とは何ですか。	・新型コロナウイルス感染症の第3波において飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により、極めて厳しい環境での経営を強いられた県内飲食事業者の事業の継続を支え、かつ、雇用の維持を図ることを目的とした給付金です。
2	給付制度(全体)	・なぜ、給付金の給付対象が飲食店なのでしょう。	・飲食店は、令和3年1月に発令された緊急事態宣言の際、感染リスクの高い場面で「飲食の場」と名指しされたことで、厳しい状況におかれまして。そうした中、同じ名指しをされたのにも関わらず、時短要請がされた地域の飲食店には協力金がある一方で、島根のように要請がない地域では協力金がない、不公平が生じていました。 ・この不公平を是正するために、これまで、国に対して要望を行ってまいりました。その結果、一部の財源を国が措置することとなり、飲食店を対象とした給付金事業を提案することになりました。
3	給付制度(全体)	・要綱の中に「予算の範囲内で給付金を給付するもの」という内容があったが、予算はどの程度あるのか。 ・また、予算の範囲を超えた場合には、1/31よりも前に申請を締め切る場合もあるのか？	・十分な予算額を確保しておりますので、1/31まで締切る予定は現状ありません。
4	給付制度(全体)	・給付金の使用用途に制限はありますか？	・使用用途に制限はありません。
5	給付制度(全体)	・給付金申請の受付は、いつ開始される見込みですか。	・現在給付金交付のために事務局体制を急ぎ構築しているところです。令和3年11月中旬を目安に申請を開始する予定しておりますので、もうしばらくお待ちください。
6	給付制度(全体)	・申請期間はいつからいつまでですか？	・令和3年(2021年)11月15日～令和4年(2022年)1月31日です。 ・なお、郵送での申請の場合には、1月31日の消印有効です。 ・オンライン申請は、11月15日9時00分より受付開始し、1月31日23時59分で申請締め切りとなります。
7	他の給付(県)との併用	・島根県が実施する他の新型コロナウイルス関連の給付金・補助金を受けていても、申請は可能ですか？	・島根県飲食店等事業継続特別給付金、島根県中小企業等事業継続特別給付金、島根県公共交通特別支援事業交付金との重複受給はできません。
8	他の給付(国や市町村)との併用	・飲食店等事業継続特別給付金と、その他の給付金(国の一時支援金や月次支援金、市町村の給付金)とを合わせて受給することは可能ですか。	・過去に国の一時支援金や月次支援金を受給している方への給付は可能です。また本給付金を受給した方も国の月次支援金を給付を受けることは可能です。 ・国の月次支援金の詳細については、申請者用問い合わせ先にご確認ください。TEL:0120-211-240 ・市町村の給付金との重複は各市町村にお問合せください。
9	給付対象	・給付対象となる飲食店の定義を教えてください。	大きく分けて5つの条件がございます。 ①まず、事業形態が「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者」であることが条件となります。 ②次に、営業許可について、「県内で店舗を運営する飲食事業者であって、当該店舗において令和2年12月1日までに食品衛生法に基づく営業に必要な許可を受けていること」という条件がございます。この必要な許可とは、飲食店営業又は喫茶店営業の許可に限ります。なお、当該許可を証する書面に特定の住所が記載されていない場合、個人事業主においては、当該事業主の居住地、法人においては、本店の登記記載の住所が県内である場合に限ります。 ③3つ目の条件として、営業状態が本給付金の申請日において営業の実態があり、直近期または直近1年(申請日前1年間)の飲食の営業に係る売上高が1店舗あたり50万円以上ある必要があります。これには新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な休業をしている者を含むものとしております。 ④4つ目の条件は、「直近期の事業全体の総売上高が、その前期または前々期の決算期と比較して減少しており、かつ、飲食の営業に係る売上高が、直近期とその前期または前々期とを比較して20%以上減少している、もしくは令和2年12月から令和3年3月までの飲食の営業に係る売上高のうち、任意の連続する2カ月の合計が、前年同期間または前々年同期間とを比較して30%以上減少している」必要があります。 創業間もない方に関しては、直近期または直近1年の飲食の営業に係る売上高と、飲食の営業を開始する以前において、金融機関等と作成した事業計画の同じ期間の売上高を比較して20%以上減少している、もしくは、直近期、直近1年または飲食の営業を開始した日から令和3年6月30日までの飲食の営業に係る売上高と、事業計画の同じ期間の売上高を比較して減少しており、かつ令和2年12月から令和3年3月までの飲食の営業に係る売上高のうち、任意の連続する2カ月の合計が、事業計画の同じ期間の売上高を比較して30%以上減少している必要があります。ただし、令和2年12月1日までに飲食の営業を開始している場合に限られます。 ⑤最後に5つ目の条件として、「事業継続の意思があり、かつ新型コロナウイルス感染症対策を行った営業を行う者であること」が定められており、提出書類の宣誓書にて、宣誓いただく事になります。

ID	分類	質問	回答
10	給付対象	・どのような事業者(法人・個人等)が対象となりますか。	・個人事業主を含む中小企業者が対象となります。このほか、「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「宗教法人」等も対象となります。
11	給付対象	・NPO法人は対象になりますか。	・個人事業主を含む中小企業者が対象となります。このほか、「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「宗教法人」等も対象となります。
12	給付対象	・法人格のない「任意団体」は給付対象となりますか。	・対象になりません
14	給付対象	・個人事業主の場合、中小企業者には該当しないでしょうか。	・「中小企業者」には個人事業主を含みます。
15	給付対象	・知事が中小企業者と同等と認める者とは、具体的にどのような法人でしょうか。	・「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「宗教法人」「企業組合」「協同組合」「事業協同組合」「商工組合」等を指します。
16	給付対象	・「みなし大企業」であっても、中小企業の定義に当てはまれば給付対象でしょうか。	・「みなし大企業」は給付対象ではございません。 ※「みなし大企業」とは企業規模の観点からは中小企業の定義に当てはまるものの、実際は大企業である親会社の傘下にある会社のことを指します。資本金・常時使用従業員数など外見では中小企業基本法の条件の通りなのですが、実質的には大企業のコントロール下にあります。
17	給付対象	・露店やキッチンカーは対象となりますか。	・固定の店舗を持たず、露店やキッチンカーのみで営業している事業者の方も要件を満たせば給付対象となります。ただし、複数の許可証をお持ちの場合でも、全てをまとめて1店舗とみなします。また実店舗をお持ちの場合には、露天等は給付対象の店舗とはみなしませんので、ご注意ください。 ・許可証に特定の住所が記載されない事業者の場合は、個人事業主においては当該事業主の居住地、法人においては本店の登記記載の住所が県内である場合、対象に含まれます。 ・また県内で露店等の営業を行っている必要があります。 ・露店等のみによる営業形態の事業者で、菓子製造業の営業許可(例:鯛焼き、大判焼き等)だけを受け、実態として、対面販売や接客など、飲食店営業の許可と同様の営業を行っている事業者は、飲食店営業の許可を受けているものと同等の扱いとします。
18	給付対象	・飲食業について、テイクアウト店やデリバリー店も給付対象でしょうか。	・食品衛生法に基づく営業に必要な許可で、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている場合で、売上の減少等の要件を満たす場合、対象となります。
19	給付対象	・スナックやバーは対象になりますか。	・食品衛生法に基づく営業に必要な許可で、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている場合で、売上の減少等の要件を満たす場合、対象となります。
20	給付対象	・フランチャイズの店舗は対象となるか。	・県内の店舗に限り、給付要件を満たせば対象となります。ただし、フランチャイズ店舗の店舗経営者やオーナーが中小企業者である必要があります。
22	給付対象	・旅館、ホテル経営で飲食業許可を持っている飲食店は給付対象ですか？	・食品衛生法に基づく営業に必要な許可で、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている場合で、売上の減少等の要件を満たす場合、対象となります。
23	給付対象	・飲食業と建設業などその他の業種を併せて営んでいる場合は、申請可能でしょうか。	・申請可能です。ただし、飲食店営業以外も含めた全ての売上高が、前期または前々期と比較して減少していることと、飲食店営業に係る売上高が減少要件を満たしていることが、給付の要件となります。
24	給付対象	・既に廃業している場合は対象になりますか。	・対象になりません。
25	給付対象	・島根県外にある店舗は対象になりますか。	・対象になりません。
26	給付対象	・事業収入は変わらず要件を満たせないが、コロナウイルスの影響により事業所得が大幅減少している。なぜ対象にならないのですか？	・第3波によるコロナの影響は売り上げ(収入)の減少で判断することとしています
27	給付対象	・なぜ対象月が、令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)3月までなのですか？(別の言い方) ・2020年11月が前年同月比▲30%だが、給付はもらえないのか ・夏場が稼ぎ時であるため、夏季期間の前年同月比にしてもらえないと不公平だ	・新型コロナウイルス感染症の影響については、第3波期間中が、特に飲食事業者への影響が大きかった時であると認識しているためです
28	給付対象	・県内に複数店舗を営んでおり、A店だけであれば前年比▲20%減となるが、A店B店の合計では▲15%となる。この場合A店だけで申請すれば給付対象でしょうか？	・飲食に係る売上高の合計額の比較で判断します。そのため、この場合は給付対象外となります。
29	給付対象	・直近期、前期または前々期とは、何を指しますか。	・事業者の決算期(1年)を指します。 ・個人の場合、直近期は令和2年1月～令和2年12月、前期は令和1年1月～令和1年12月、前々期は平成30年1月～平成30年12月を指します。令和4年1月申請の方もこの期間を直近期とします。

ID	分類	質問	回答
30	給付対象	・給付の要件に、直近期の売上高(事業者全体の売上高)が、その前期又は前々期と比較して減少とありますが、その他の事業を含めた総売上高は増加しているが、飲食店営業に限って売上高が減少している場合は、要件を満たすことになりますか。	・飲食店営業以外も含めた全ての売上高が、前期または前々期と比較して減少している必要があるため、要件は満たしません。
31	給付対象	・県内で飲食業と建設業を営んでおり、合計すると20%減を超えるが、飲食業のみだと15%減となる場合は、給付対象でしょうか。	・給付対象外となります。第3波で特に影響を受けた飲食業を対象としております。
32	給付対象	・県内外で飲食店を経営しており、合計すると15%減であり、県内のみだと20%減となる場合は、給付対象でしょうか。	・給付対象外となります。あくまで全ての飲食店舗売上合計で比較いたします。
33	給付対象	・給付額の基準となる1店舗あたりの売上高は、どのように計算しますか。	・飲食店等営業に係るすべて売上高と店舗数に基づき、1店舗あたりの売上高を平均し算出します。
34	給付対象	・令和2年3月以降に社名変更があった場合はどうすればよいですか？	・本給付金の給付要件に合致していれば、社名の変更があった場合にも対象となります。
35	給付対象	・経営主体の変更、事業承継した場合は、対象となりますか。	・本給付金の対象要件に合致していれば対象となります。営業形態が変わらず事業承継をした場合、事業承継を確認できる書類(法人:法人登記、個人:廃業届と開業届)を、営業形態が異なる場合は、新規創業とみなし、事業計画(金融機関からの融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したもの)などを追加資料として提出していただくことがあります。
36	給付対象	・屋号を変更した場合はどうすればよいですか？	・まずは申請事業者から、許認可主体である保健所に変更又は新規申請の手続きについて確認していただき、その指導に従ってください。
37	給付対象	・今年から法人化しましたが、給付対象になりますか？(昨年まで個人事業者、今年から法人化した場合)	・事業主体に変更がなく、給付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。(前期は個人、直近期は法人の売上高の比較することも可能です。)
38	給付対象	・主体が会社員で個人でも事業をしている場合は対象になりますか？(副業想定)	・事業収入で判断しますので、給付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。
39	給付対象	・複数の個人事業を営んでいる場合はそれぞれで申請可能ですか？	・個人事業者の申請に関しては、1回のみ申請です。(1人格1回の申請となります。)
40	給付対象	・個人事業主でもあり複数の法人も経営している場合、個人事業主と各法人単位で給付申請できますか？	・個人事業主と法人がそれぞれ給付対象の要件を満たしている場合、それぞれで給付申請を行うことができます。(1人格1回の申請となります。)
41	給付対象	・起業した場合でも申請できますか？	・令和2年12月1日までに飲食の営業を開始している場合に限られます。こうした創業間もない方または創業して1年経過していない方に関しては、直近期または直近1年の飲食の営業に係る売上高と、飲食の営業を開始する以前において、金融機関等と作成した事業計画の同じ期間の売上高を比較して20%以上減少している、もしくは、直近期、直近1年または飲食の営業を開始した日から令和3年6月30日までの飲食の営業に係る売上高と、事業計画の同じ期間の売上高を比較して減少しており、かつ令和2年12月から令和3年3月までの飲食の営業に係る売上高のうち、任意の連続する2カ月の合計と事業計画の同じ期間の売上高を比較して30%以上減少している必要があります。
42	給付対象	・不支給要件(給付対象とならない者)を教えてください。	・既に本給付金を受けた者 ・島根県中小企業等事業継続特別給付金、島根県公共交通特別支援事業交付金を受給する者 ・いわゆる「みなし大企業」 ・島根県税を滞納している者 ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等 ・禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等 ・性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者 ・そのほか趣旨的に照らして適当でないとする者 は給付対象となりません。
45	給付対象	・比較に用いる売上高に、家事消費等は含めることはできますか	・家事消費等を除いたものを売上高とみなしますので、含めることはできません。
46	申請方法	・申請のやり方が分からない。 ・給付金の申請方法を教えてください。	・受付開始後、県内4市にサポートデスクを設置する予定です。サポートデスクでは、書類の確認、オンライン申請のサポートなど、申請までの一連の作業をサポートします。 ・サポートデスクや商工団体へご相談ください。

ID	分類	質問	回答
47	申請方法	・給付金の申請手段を教えてください。	・オンライン申請または郵送申請にて申請いただけます。 オンライン申請の場合、インターネット上で「島根飲食店給付金」と検索いただくと「飲食店等事業継続特別給付金(要件緩和)」の申請ページが検索結果として表示されます。 郵送申請の場合には、商工会、商工会議所などで入手いただくか、インターネット上で「島根飲食店給付金」と検索いただくと「飲食店等事業継続特別給付金(要件緩和)」に必要な申請書類をダウンロードできるページが検索結果として表示されますので、お手数をお掛けいたしますがプリントアウトをしてご使用ください。
48	申請方法	・スマートフォンからでも申請はできますか？	・スマートフォンからも申請出来ませんが、提出していただく添付書類等のデータは文字等が読み取れる鮮明な画像をご提出ください。
49	申請方法	・オンライン申請ができたかわからない	・申請ができた場合は、申請受付完了メールが届きます。届いていない場合でも、迷惑メール扱いになっている可能性等が考えられますので迷惑メールフォルダーも確認ください。また、「@shimane-kyuufu.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。
50	申請方法	・オンライン申請で添付できるデータ容量に制限はありますか。(画像サイズは何メガまで添付可能か)	・1ファイル5メガとなります。
51	申請方法	・パソコンやプリンターが無く申請書類を入手できない場合はどうすればいいですか？ ・申請書類をインターネットでダウンロードではなく、県庁や商工会議所等で入手する事はできないのか？	・島根県内の商工会、商工会議所などに配置を予定しております。 ・設置状況や残数については、事務局では情報を持ち合わせておりませんので、お手数をお掛けいたしますが、直接お問合せいただけますようお願いいたします。
52	申請方法	・郵送での申請の場合、封筒は自身で用意するのでしょうか。それとも専用の封筒があるのでしょうか。	・ご自身でご用意ください。簡易書留やゆうパック等、郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
53	申請方法	・郵送での申請の場合、着払いでの発送で良いでしょうか。	・元払いでの郵送をお願いいたします。
54	申請方法	・郵送での申請ではなく、直接提出できる窓口は無いのか。(郵送先として記載の住所が近隣であるため、直接提出に行きたい)	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行っておりません。
55	申請方法	・代理申請できますか？	・なりすましによる給付金詐取防止のため、申請は給付対象者ご自身で行っていただくことが原則です。 ただし、給付対象者の親族や委任関係にある顧問税理士等の方のみ代理申請が可能です。
56	申請方法	・申請時、必要書類は原本を提出する必要がありますか？	・スキャン(コピー)していただいたデータで問題ありませんが、文字等が読み取れる鮮明な画像をご提出ください。 ただし、申請者は給付金の給付後においても申請時に添付した書類の原本を給付を受けた後5年間保管して、知事からの提出の求めがあった時には応じていただく必要がございます。

ID	分類	質問	回答
57	申請書類	<p>・申請に必要な書類を教えてください。 (郵送申請の場合)</p>	<p>法人、個人ともに8種類の申請書類が必要になります。</p> <p>① 給付金給付申請書(様式第1号) ② 給付金給付申請書の別紙 ③ 宣誓書(様式第2号) ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可証の写し。固定店舗か露店・キッチンカーかの営業形態の違いにより内容が変わります。 (1)または(2)のどちらか (1)県内の固定店舗ごとに発行される全ての許可証の写し (2)露店、キッチンカーのみの営業の事業者は、その発行される全ての許可証の写 ⑤ 売上を確認できる書類 ※ 対象要件を満たすか確認するための書類です。 (1) 直近期と前期または前々期の確定申告書等(税務署受付印のあるもの) 個人:第1表及び所得税青色申告決算書または収支内訳書 法人:別表1及び法人事業概況説明書 (2)直近期と前期又は前々期の飲食の営業に係る売上高が確認できる書類(飲食事業部門売上書・試算表、店舗毎売上書(合算)、売上台帳など) (3) 令和2年12月から令和3年3月までの期間を含む通期とその前年同期又は前々年同期の飲食の営業に係る売上高が確認できる書類(飲食事業部門売上書・試算表、店舗毎売上書(合算)、売上台帳など) ※ 飲食業のみを営む申請者で、飲食の営業に係る売上高が確定申告書に記載のある売上高と同じ場合は確認書類(売上台帳等)の提出不要 (4) 創業間もない事業者の方は I 直近期または直近1年の飲食の営業に係る売上実績が確認できる売上台帳などの書類、もしくは飲食の営業開始日から令和3年6月までの飲食の営業に係る売上実績が確認できる売上台帳などの書類 II 創業時等に金融機関等と策定した飲食の営業に係る事業計画。ただし実績と比較できる期間の売上計上があるものに限りです。 III 税務署に提出した開業届(税務署受付印のあるもの) ⑥ 店舗数が確認できる書類 (1)県内外の固定の実店舗の推移が分かる資料(直近から前期、前々期の推移) ※ 1店舗のみの営業で、店舗数に増減がない場合は提出不要 (2)店舗ごとの写真 ⑦ 振込先口座確認書(様式第3号) ※ 申請者が個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し、法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し ※ インターネットバンキングの場合は、口座情報が分かる画面の写し ⑧ 役員名簿(様式第4号) ※法人のみ提出</p> <p>なお、申請後、県又は事務局が追加の資料を求められることがありますので予めご了承ください。</p>

ID	分類	質問	回答
58	申請書類	・申請に必要な書類を教えてください。 (オンライン申請の場合)	<p>法人、個人ともに7種類の申請書類が必要になります。</p> <p>① 給付金給付申請書の別紙 ② 宣誓書(様式第2号) ③ 食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可証の写し。固定店舗か露店・キッチンカーかの営業形態の違いにより内容が変わります。 (1)または(2)のどちらか (1)県内の固定店舗ごとに発行される全ての許可証の写し (2)露店、キッチンカーのみの営業の事業者は、その発行される全ての許可証の写し</p> <p>④ 売上を確認できる書類 ※ 対象要件を満たすか確認するための書類です。 (1) 直近期と前期または前々期の確定申告書等(税務署受付印のあるもの) 個人:第1表及び所得税青色申告決算書または収支内訳書 法人:別表1及び法人事業概況説明書 (2)直近期と前期又は前々期の飲食の営業に係る売上が確認できる書類(飲食事業部門売上書・試算表、店舗毎売上書(合算)、売上台帳など) (3) 令和2年12月から令和3年3月までの期間を含む通期とその前年同期又は前々年同期の飲食の営業に係る売上が確認できる書類(飲食事業部門売上書・試算表、店舗毎売上書(合算)、売上台帳など) ※ 飲食業のみを営む申請者で、飲食の営業に係る売上が確定申告書に記載のある売上高と同じ場合は確認書類(売上台帳等)の提出不要 (4) 創業間もない事業者の方は I 直近期または直近1年の飲食の営業に係る売上実績が確認できる売上台帳などの書類、もしくは飲食の営業開始日から令和3年6月までの飲食の営業に係る売上実績が確認できる売上台帳などの書類 II 創業時等に金融機関等と策定した飲食の営業に係る事業計画。ただし実績と比較できる期間の売上計上があるものに限りです。 III 税務署に提出した開業届(税務署受付印のあるもの)</p> <p>⑤ 店舗数が確認できる書類 (1)県内外の固定の実店舗の推移が分かる資料(直近から前期、前々期の推移) ※ 1店舗のみの営業で、店舗数に増減がない場合は提出不要 (2)店舗ごとの写真</p> <p>⑥ 振込先口座確認書(様式第3号) ※ 申請者が個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し、法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し ※ インターネットバンキングの場合は、口座情報が分かる画面の写し</p> <p>⑦ 役員名簿(様式第4号) ※法人のみ提出</p> <p>なお、申請後、県又は事務局が追加の資料を求めることがありますので予めご了承ください。</p>
59	申請書類	・申告する売上(事業収入額)は消費税込み額ですか？	・消費税の有無は問いませんが、確定申告書等、売り上げが確認出来る書類と算定方法を合わせて下さい。
60	申請書類	・どのような許可証が有効になりますか？	・当該事業者の住所地が県内であり、令和2年12月1日までに取得した飲食店及び喫茶店の営業許可証のみ有効となります。 (令和2年12月1日以降に更新した場合は、令和2年12月1日までに取得していた事がわかれば有効です。)
61	申請書類	・県内に複数の給付対象店舗、施設がある場合、全店舗分の許可証(届出、登録)を提出する必要があるのでしょうか。	・県内の固定店舗ごとに発行される全ての許可証もしくは、露店、キッチンカーのみの営業の場合は、全ての許可証が必要です。
62	申請書類	・営業許可書等に店舗の特定住所が記載されていない場合に提出が必要な県内住所が確認できる書類として認められるのは何ですか？	・個人事業主の場合は、住民票の写し、法人の場合は、履歴事項全部証明書をもって確認します。
63	申請書類	・各期の事業収入はどのように証明すればいいですか？	・確定申告書で確認します。そのうち、飲食に係る売上については、売上台帳等で区分けができるものをご用意ください。
64	申請書類	・売上台帳の書式は定められていないのでしょうか。	<p>決められた書式はございませんが、売上台帳として有効な書類を添付してください。</p> <p>・通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ・対象となる【売上月】を記載してください。 ・対象となる売上月の【売上額】の【合計】を記載してください。 ・売上額が0円の場合は、【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。</p>
65	申請書類	・売上台帳にレシート等の証拠書類は必要か。	・売上台帳のみで結構です。
66	申請書類	・持続化給付金など、ほかの新型コロナウイルス感染拡大に伴う給付金では、事業収入の証明として、確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えが提出必須書類であったが、本給付金では売上台帳だけでも良いのか。	・確定申告書も必要です。

ID	分類	質問	回答
67	申請書類	・個人事業主の場合、口座名義が旧姓のままでも申請できますか？	・旧姓でも問題ございません。免許証もしくは戸籍謄本等、旧姓を確認できるものを追加でご提出いただけます。
68	申請書類	・個人事業主で屋号がある場合、振込先口座情報および添付書類の通帳の写しは、本人名義ではなく屋号のものでもよいですか？	・振込先口座は、屋号付きであっても、申請者本人の口座名義であれば問題ありません。 ・申請する屋号と口座名義の屋号が一致していても申請者本人以外の口座名義では申請できません。屋号が一致していれば、屋号のみの口座も可とします
69	申請書類	・振込先口座は普通・当座どちらでもよいですか？	・振込先口座は普通・当座どちらでも指定できます。
70	申請書類	・通帳の写しはどの項目が必要なのか。	通帳の表紙、1ページ目若しくは2ページ目の両方を貼り付けしてください。また、以下情報がわかるものをご用意ください。 ・金融機関名 ・支店名 ・口座種別 ・口座名義 ・口座番号
71	申請書類	・インターネットバンキング等で通帳が無い場合には、どのように提出すればよいか。	インターネットバンキング等で通帳が無い場合には、以下情報がわかるもの(インターネット画面等の写し等)をご用意ください。 ・金融機関名 ・支店名 ・口座種別 ・口座名義 ・口座番号
72	申請書類	・申請要件に「事業継続の意思がある事」とありますが、どのようにそれを証明すれば良いのでしょうか。	・提出書類の宣誓書の内容に含まれております。
73	申請書類	・確定申告書は税務署の受付印があるものとされているが、e-Taxで申請した場合はどうしたらよいか。	・e-Tax受付メールや納税証明で確認をさせていただきますので、確認できるものの写しをご提出ください
74	不正受給	・「事業継続の意思」はあるものの、結果として継続を断念せざるを得なくなった場合、給付金を返還せねばならないのでしょうか。(仕入れ業者等への支払いに既に給付金を使用している)	・個別の状況を踏まえての判断となります。
75	不正受給	・不正に給付金を受け取った場合、罰則などはありますか？	・本給付金給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金の返還や加算金の支払いをすることとなります。 ・さらに、不正受給などの場合、必要があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、給付金の内容等について公表される場合もございます。
76	不正受給	・持続化給付金での不正時給者が逮捕されるニュースがあったが、本給付金についても不正受給した場合には逮捕されることもあり得るのか。	・悪質な場合、刑事告発する可能性があるため、結果としてあり得ます。
77	不正受給	・不正受給の通報先はどこですか？	・コールセンターにて承ります。
78	審査	・申請後、どの程度の期間で給付金が振り込まれますか。	・受付してから、4週間程度を目安としておりますが、申請が混みあった場合や、申請いただいた書類に不備があった場合など、遅延することがありますので予めご了承ください。
79	審査	・申請後、審査状況はどうやって確認する事ができますか。	・不備があった場合には、事務局よりお電話やメールにてご連絡を差し上げます。お電話での連絡が繋がらなかった場合には、不備通知を郵送でお送りいたします。 また、給付が決定した際には、給付通知書を郵送にてお送りいたします。なお、電話窓口にお問合せをいただければ「申請ができていますか否か」などをご案内可能でございますが、「給付決定したかどうか」「振込日」などについてはご案内できませんので、予めご了承ください。
80	審査	・審査結果はどのように通知されますか？	・給付通知書を送付させていただきます。
81	審査	・不備となるのはどのような理由ですか？	・提出書類が不足、必須記載事項が漏れている場合等です。
82	給付後	・給付金が振込まれた場合の名義は何か。	・「島根県事業継続特別給付金」名義で登録された銀行口座に振り込みを行います。
83	給付後	・給付金は課税対象ですか？非課税ですか？	・課税対象です。
86	その他	・事務局はどこにありますか？	・事務局は島根県内にございます。

ID	分類	質問	回答
87	その他	・コールセンターはどこにありますか？	・コールセンターは宮城県内で対応しております。
88	その他	・コールセンターはどこが運営していますか？	・島根県より委託を受けました民間事業者です。
89	その他	・委託業者名を教えてください。	・委託会社は山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)JTB、ディープランニングオフィス(株)、3社のコンソーシアム(共同企業体)です。
91	その他	・審査についてもあなた方がしているのか。どこの誰が審査をしているのか。	・コールセンターとは別の島根県内にある審査センターで審査を行っております。
92	その他	・通話録音はしているのか。	・しています。
95	その他	・申請方法がわかりませんが、どこに相談すればいいですか。	・島根県飲食店等事業継続特別給付金に関する専用のコールセンターを設置しています。 TEL:0120-168-025
96	申請方法	・オンライン申請時に写真で撮ったデータを添付する際、使用する形式に決まりはありますか。	・Excel、Word、PDF、JPEG、PNG等のデータを添付ください。
97	申請方法	・オンライン申請の際に推奨するブラウザはありますか。	・Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge、Safariの最新バージョンを推奨しております。
98	申請書類	・減収の比較を行う確定申告書の控えの写しに日付がないが、どうすればよいですか。	・減収の比較を行う確定申告書の控え写しに日付の記載がない場合は、下記のいずれかの書類をご提出下さい。 ・ 税務署が発行する納税証明書（その2） ・ 税務署への閲覧請求により、提出した確定申告書が確認できる場合は写真による提出も可能です。但し收受日付印があるものに限りません。
99	申請書類	・常用雇用者数に専従者、役員は含めるのですか。	・ 期間の定めのない従業員数を記入してください。長期のアルバイト従業員も含まれます。 ・ 専従者については給与の支払いがあれば記入します。なければ、含みません。 ・ 役員の場合、一般の職員と同じ給与を受けている場合は含めます。役員報酬を受けている役員は含みません。
100	申請書類	・申請者の住所はどこを住所を記入すればよいですか。	・ 個人事業主であれば、住民票の住所をご記入ください。 ・ 法人であれば、登記簿に記載のある本社住所をご記入ください。
101	申請書類	・金融機関と作成した事業計画書とありますが、どのような内容のものですか。（新規創業特例）	・ 創業開始以前に作成または作成に着手したものであり、金融機関その他支援機関と作成した証明として、「事業者情報」「店舗情報」「策定開始日」「期間様情報」「担当者様氏名」「機関印又は、担当者印」を基準として、この事業計画書を作成したということがわかる1枚ものの書類でご提出いただきます。様式は問いません。